

平成二十四年九月三日付け広島県報（定期）第六十九号に登載の広島県告示第七百二十五号（瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要）の一部を次のように訂正する。

環境県民局環境保全課長

ページ	行	誤	正
五	2(3) (その1)の表第1排水口の部項目の欄の	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量